

説明資料 1

議案第 1 号 宇都宮都市計画道路の変更について（栃木県決定）

3・3・1号 鹿沼宇都宮線

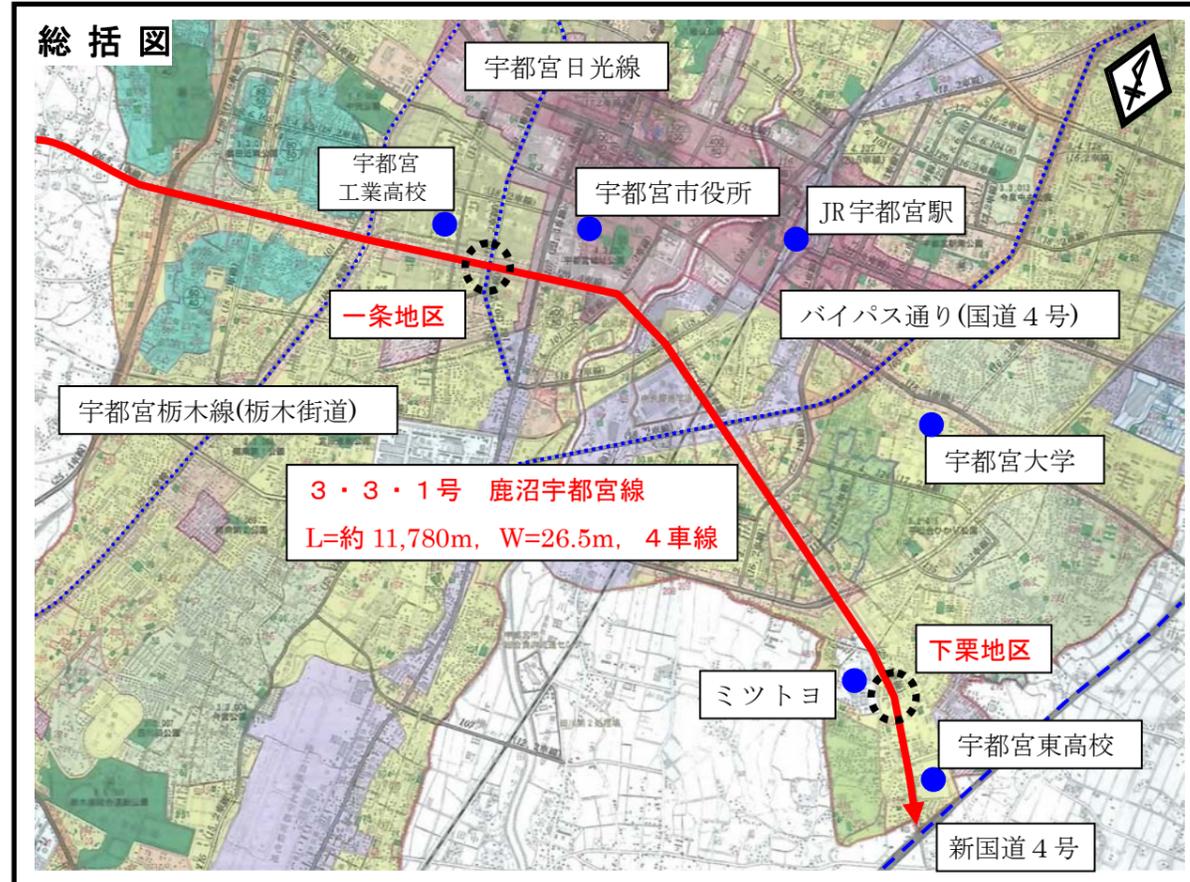
1. 都市計画道路 3・3・1号 鹿沼宇都宮線の現況

宇都宮都市計画道路 3・3・1号鹿沼宇都宮線は、東北縦貫自動車道鹿沼インターチェンジ周辺の産業拠点から宇都宮市中心街地南部を横断し、3・2・1号新4号国道に連絡する延長約11,780mの主要幹線街路である。

また、本路線のうち3・4・1号宇都宮栃木線との交差点から3・4・105号バイパス通りまでの区間は、宇都宮都市圏都市交通マスタープランで内環状道路の一部に位置付けられており、都市の骨格を形成する極めて重要な都市計画道路である。

本路線の都市計画は、昭和47年3月に都市計画道路の旧「宇都宮深程線」、旧「宇東高線」及び旧「深津通り」の統合により都市計画決定され、その後、昭和52年8月に3・4・101号不動前関堀線及び3・4・107号宇都宮東京線との平面交差点の変更、平成10年4月に3・4・112号鶴田宝木線との平面交差点の変更、平成13年1月に車線数を決定し、現在に至っている。

本路線の整備状況は、現在、栃木県にて宇都宮市下栗町ミットヨ前交差点から新国道4号までの区間を整備中であるが、それ以外の区間は整備を完了している。



2. 変更する都市計画の理由と内容

本路線のうち、3・4・102号宇都宮日光線との交差点（一条地区）と現在栃木県にて整備中である宇都宮市下栗町ミットヨ前交差点から新国道4号までの区間（下栗地区）について、それぞれ以下の理由により都市計画を変更するものである。

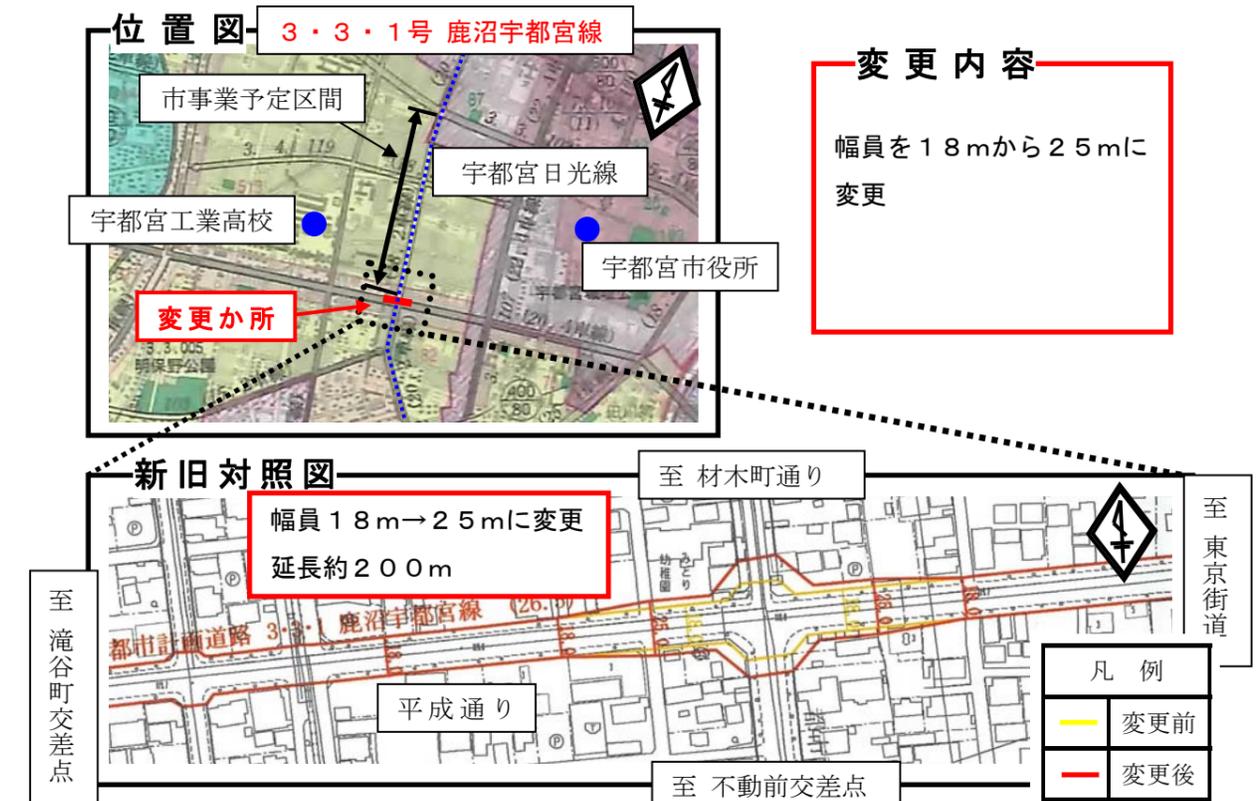
(1) 一条地区

本路線の一条地区については、3・4・102号宇都宮日光線との交差点で現在、道路幅員18m、4車線である。

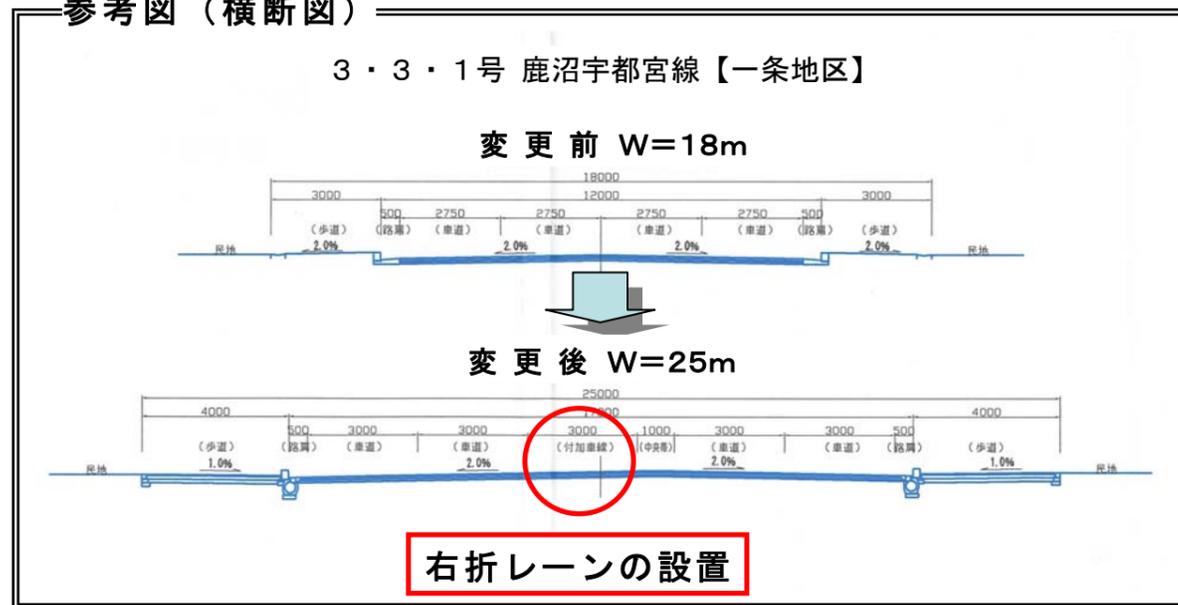
宇都宮市では、市街地の交通混雑の緩和と都市内交通を円滑化するため、平成20年度から都心環状道路と内環状道路を結ぶ3・4・102号宇都宮日光線整備事業に着手する予定である。3・4・102号宇都宮日光線を整備した場合、3・3・1号鹿沼宇都宮線との交差点部において3・4・102号宇都宮日光線へ流入する自動車交通量の増加が見込まれ、3・3・1号鹿沼宇都宮線の交通混雑が予想される。

このことから、交差点部における円滑な交通処理を行うため、以下のとおり都市計画道路の変更を行う。

- ① 3・4・102号 宇都宮日光線（一条地区）の整備に伴い、交差点部における円滑な交通処理を行うため右折レーンの設置が必要となることから、道路幅員を18mから25mに変更する。



参考図（横断図）



(2) 下栗地区

本路線の下栗地区については、ミットヨ前交差点から新国道4号までの約1.3kmの区間について整備を実施しているところである。

そのうち、ミットヨ前交差点から宇都宮東高北側交差点までの約0.8kmの区間については、道路新設を行う区間である。

この道路新設区間の中間部付近は、住宅地、幼稚園、精密測定機器製造工場および従業員駐車場があるが、4車線道路の新設により歩行者等の動線が分断されるため、横断する歩行者等は前後の交差点まで大きく迂回することを余儀なくされる。

このことから、道路を横断する歩行者等の安全および動線を確保するため、以下のとおり都市計画道路の変更を行う。

① 3・3・1号 鹿沼宇都宮線（下栗地区）の道路新設に伴い、横断する歩行者等の安全および動線を確保する横断歩道橋を設置するため、設置する箇所の道路幅員を25mから31mに変更する。

